

## 議案第49号

### 鳥取県総合事務所設置条例の一部改正について

次のとおり鳥取県総合事務所設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県総合事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下本則において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下本則において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下本則において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を設置する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 生活環境及び建築に関する事務</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 土木に関する事務</u></p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を設置する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 土木及び建築に関する事務</u></p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p>

第2条 総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県東部 総合事務所	鳥取市	鳥取市及び岩美郡
鳥取県八頭 総合事務所	八頭郡八頭町	八頭郡
鳥取県中部 総合事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
略		

2 前条の規定にかかわらず、鳥取県東部総合事務所及び鳥取県八頭総合事務所は、同条第9号に掲げる事務を所掌しない。

3 第1項の規定にかかわらず、八頭郡の区域に係る前条第2号、第7号及び第8号に掲げる事務は鳥取県東部総合事務所が所掌し、日野郡の区域に係る同条第2号及び第8号に掲げる事務（生活環境に関する事務を除く。）は鳥取県西部総合事務所が所掌する。

附 則

1～7 略

第2条 総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県中部 総合事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
略		

2 前項の規定にかかわらず、日野郡の区域に係る県税事務所の庶務に関する事務及び建築に関する事務は、鳥取県西部総合事務所が所掌する。

附 則

1～7 略

(鳥取県東部総合事務所等の名称、位置及び所管区域の特例)

8 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における第2条第1項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取県東部総合事務所及び鳥取県八頭総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの地域は、平成16年10月31日におけるものを示す。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県東部 総合事務所	鳥取市	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。）及び岩美郡
鳥取県八頭 総合事務所	八頭郡八頭町	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例（昭和36年鳥取県条例第19号）

(2) 鳥取県地方県土整備局設置条例（平成7年鳥取県条例第5号）

(鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正)

3 鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この項において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この項において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下この項において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)

第5条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手料を徴収する。

(1) 法第30条第2項の規定に基づき監視指導を行った結果についての証明書の交付 1件につき420円

(2) 法第52条第1項の規定に基づく許可の申請に対する審査別表第3に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(権限の委任)

第9条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(規則への委任)

第10条 略

別表第1（第3条関係）

1 食品取扱施設における衛生管理

(1)～(7) 略

第5条 法第52条第1項の規定による許可の申請に対する審査については、別表第3に定めるところにより、手数料を徴収する。

(規則への委任)

第9条 略

別表第1（第3条関係）

1 食品取扱施設における衛生管理

(1)～(7) 略

(8) 不良な食品の回収及び廃棄

ア 営業者は、食品衛生上不良な食品の製造又は販売があった場合は、当該食品の回収その他の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告すること。

イ アの措置により回収された食品は、通常の製品と明確に区別して保管し、知事の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。

(9) 略

2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理

(1) 営業者は、知事から、食品取扱者に検便を受けるべき旨の指示があったときは、当該食品取扱者に検便を受けさせること。

(2)～(5) 略

(8) 不良な食品の回収及び廃棄

ア 営業者は、食品衛生上不良な食品の製造又は販売があった場合は、当該食品の回収その他の必要な措置を講ずるとともに、所轄の保健所の長（以下「保健所長」という。）に報告すること。

イ アの措置により回収された食品は、通常の製品と明確に区別して保管し、保健所長の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。

(9) 略

2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理

(1) 営業者は、保健所長から、食品取扱者に検便を受けるべき旨の指示があったときは、当該食品取扱者に検便を受けさせること。

(2)～(5) 略

(鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の鳥取県食品衛生法施行条例第5条の規定（同条第1号に係るものに限る。）は、この条例の施行の日以後に証明書の交付を受けようとする者の行う申請について適用する。

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

5 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(緊急時の措置)</p> <p>第22条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物が飼育施設から逃げ出したときは、直ちに<u>所管の鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条の規定により設置された総合事務所</u>又は警察署に通報するとともに、当該特定動物の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(緊急時の措置)</p> <p>第22条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物が飼育施設から逃げ出したときは、直ちに<u>保健所</u>又は警察署に通報するとともに、当該特定動物の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>